

# 個人版私的整理ガイドライン 利用マニュアル (債務者代理人向け手引)

2011年8月30日版

## 私的整理ガイドライン検討チーム

岩渕健彦 (仙台弁護士会)  
小口幸人 (岩手弁護士会)  
小向俊和 (仙台弁護士会)  
佐藤初美 (福島県弁護士会)  
佐藤靖祥 (仙台弁護士会)  
杉岡麻子 (東京弁護士会)  
谷口太規 (東京弁護士会)  
津久井進 (兵庫県弁護士会)  
永井幸寿 (兵庫県弁護士会)  
山崎哲雄 (岩手弁護士会)  
米谷 康 (仙台弁護士会)

# 個人版私的整理ガイドライン利用マニュアル

## (債務者代理人向け手引)

### 目次

- 第1 本マニュアルの趣旨
- 第2 ガイドライン制定の経緯
- 第3 制度全体の概説と方針選択
- 第4 債務整理の開始段階
- 第5 弁済計画案策定の要件・手続
- 第6 弁済計画案の確認報告
- 第7 弁済計画の成立
- 第8 弁済計画の不履行

# 第1 本マニュアルの趣旨

本マニュアルは、2011年8月22日に運用を開始した「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）による債務整理の債務者代理人となる弁護士の方々に向けて、有志による私的整理ガイドライン検討チームにより作成されたものです。

ガイドラインによる債務整理は、被災者の生活再建・事業再建支援を目的として作られた債務整理のスキームです。法的手続を経なくても債務の減免を受けることができる、信用情報登録機関に登録されない、保証人に対する保証債務の履行につき相当性の要件が求められるなどの大きなメリットを持っています。一方で、見通しが不明確であったり、手続が必ずしも容易でない、必要書類が多くある、弁済計画案を個人で作成することが容易でない等の支障があるケースも考えられ、債務者だけでこの手続を採ることが難しい場合もあります。

この点、ガイドラインによる債務整理を的確かつ円滑に実施するために一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会（以下「運営委員会」といいます。）が設立され、弁護士等の登録専門家が債務者の支援を行うことが予定されていますが、弁護士が債務者からの直接の信頼を背景に債務整理を受任する場合等、被災者の代理人としてサポートしていくことが求められる場面も想定されます。

加えてこれから債務整理を考える方々の中には、利息制限法を超過する利息を収受する債権者との取引を行っている債務者も相当数いると思われるのですが、ガイドラインでは、利息制限法引き直しを含めた債権調査や過払い金回収等の個別の議論についてはまでは触れていません。対象たる被災者の方々が、正確な債務額を把握し、被災後の収入・資産に照らして、（これまでの破産・個人再生の制度も含めて）生活・事業の再建に最も適切な手続を選択するためにも、専門家たる弁護士の助言・支援が極めて重要となってきます。

ガイドラインによる債務整理については、ガイドライン本文のほかに、2011年8月1日付けで、個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会より「個人債務者の私的整理に関するガイドライン Q&A」（以下「Q&A」といいます。個人版私的整理ガイドライン運営委員会のHPにてダウンロードすることができます。<http://www.kgl.or.jp/>）が公表され、実務上のポイントが取りまとめられています。

しかしながら、Q&Aには上記のような役割を期待されている債務者代理人となる弁護士が手続に当たってどのようなことをすべきかについては、必ずしも明確にされていません。

そこで、有志による私的整理ガイドライン検討チームは、被災後に債務の返済が困難となった方々から相談を受ける弁護士のために、本マニュアルを作成することにしました。したがって、本マニュアルは、債務者及び債務者代理人となる弁護士の立場に立ち、被災者支援の視点から書かれたものです。運営委員会の今後の運用とは異なってくる可能性もありますが、債務者代理人として是非望ましい運用がなされるべく運営委員会その他へ働きかけをしていただきたいと思います。なお、今後他の運用がなされる可能性がある等、特に留意が必要な部分については点線囲みにしてあります。

運用が未定な部分も多く、不十分なところも多々ありますが、まずは本マニュアルを手にとっていただき、債務整理の方法の一つとして、ガイドラインによる債務整理の制度を積極的に活用いただく際の参考にしていただければと思います。また、今後、私的整理ガイドライン検討チームでは、実際の運用を元に、皆さまからのご意見を集約しつつ、適宜マニュアルの改訂作業を行い、随時お届けする予定にしています。本ガイドラインに関与された皆さま方は、どうぞ運用の実際についての情報や、改善点等についてのご意見を下記メールアドレスまでお寄せください。よろしくお願いたします。

私的整理ガイドライン検討チーム [guideline0822@gmail.com](mailto:guideline0822@gmail.com)

## 第2 ガイドライン制定の経緯

東日本大震災の直後から、被災者に重くのしかかる「二重ローン問題」の存在が指摘されてきました。津波によってローンを組んだ住宅や車、事業用設備等が流されてしまっただけでなく、同時に多数の方が収入の糧を失ったにもかかわらず、ローンだけは残るといった不合理な状態となり、既存債務の支払いが困難になるとともに、生活再建のために新たなローンを組んだ場合、ローンが二重ないし多重となり、復興の希望が失われるという問題です。震災直後から被災地において行われた法律相談活動においても、このローンの問題が絶えず相談の上位を占めてきました。

日本弁護士連合会は、この問題を被災者支援の最重要課題の一つと考え、2011年4月14日に取りまとめた「東日本大震災に関する第一次緊急提言」において、「不合理な債務からの解放」を基本的な視点として打ち出し、内閣官房長官に対し直接提出しました。同月22日には、続けて、この問題に焦点を絞った「東日本大震災で生じた二重ローン問題などの不合理な債務からの解放についての提言」を取りまとめ、新たな立法やADRの活用等を各省庁に対して要望しました。

このような働きかけを受けて、政府は、2011年6月17日に「二重債務問題への対応方針」を公表しました。そしてその中で、政府は、これまでに基本的には法的整理手続きしか用意されていなかった個人事業主の有する事業性ローンや、個人の住宅ローン等について、「個人向けの私的整理ガイドライン」という新たな債務整理プロセスを用意することを示しました。このガイドラインを用いることによって、被災者はその債務を減免され、他方で減免した金融機関には無税償却を認めることによって、二重ローン問題の解消の1つの方策とする方針が打ち出されたのです。

この政府の方針を受けて、同年7月8日に、社団法人全国銀行協会（全銀協）が事務局となって、信用情報機関を含む金融・商工団体、法務・会計の専門家、学識経験者で構成され、金融庁をはじめとした関係官庁等をオブザーバーとする「個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会」が立ち上がり、ガイドラインの策定が急ピッチで行われることになりました。ガイドラインの策定の経緯においては、様々な議論があったものの、結果的には、継続的な収入がある場合であっても清算型の弁済計画案を提出することが認められたことや、保証債務の履行に関して相当性の要件が求められるようになったこと、債務整理に関して信用情報機関への報告・登録が行われないこ

とになったことなど、ガイドラインが被災者の生活再建を支援するために作られたという趣旨を重視して、その条項が定められていくことになりました。そして、同月15日にガイドラインが策定・公表されました。

また、2011年8月1日には、このガイドラインの運用指針として、私的整理ガイドライン運営委員会事務局を運営する全銀協から Q&A が公表されました。なお、この Q&A については、今後具体的な事例の積み重ねに基づき、運営委員会において改訂・追加されていく予定となっています。

## 第3 制度全体の概説と方針選択

### 制度全体の概説

#### 1 ガイドラインで認められる3つのタイプの弁済計画

ガイドラインによる債務整理においては、以下の3つのタイプの弁済計画案が認められています。

なお、いずれの場合も、債務の減免を要請する場合は、対象債権者に対して、財産目録以上の資産及び債権者一覧表以外の負債を有していないことを誓約することが求められ、かかる誓約に反したり、対象となる債務者の要件（ガイドライン第3項（1）から（3）を参照）を満たしていなかったことが判明した場合は、債務免除の効果が遡及的に消滅することにあらかじめ同意することが必要とされています。

##### ① 弁済型

将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みがある債務者が、一定の割合において減免された債務を、原則5年以内の分割払いの方法にて弁済し、その余の債務については免除を受けられる型です。

弁済計画案は、債務者の弁済能力のほか、破産手続による回収の見込み（清算価値）より多くの回収を見込めるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できることを内容とするものとされています。

既存の債務整理手続でいうならば個人再生に類似した型ですが、弁済計画案を定めるに当たっては、弁済能力と清算価値のみが問題となり、基本的に総債務額は影響しないと考えられます。

また、弁済能力と清算価値の額によっては、100万円を下回る弁済計画案も考えられます。

##### ② 清算型

債務者が申出の時点における資産（破産手続において通常自由財産とされる財産を除きます。）を処分・換価し、得られた金銭をもって対象債権者に弁済し（場合によっては処分・換価せずに公正な価格を弁済し）、その余の債務については免除を受けられる型です。

破産に類似した型であり、債務者の申出時点における資産が自由財産の範囲内のものしかなく、将来収入を得る見込みもないといった場合は、弁済額が0円という弁済計画案も考えられます。

なお、将来において反復・継続して収入を得る見込みがある債務者であっても、清算型を選択することができ、全債権者の同意が得られることが条件ですが、資産の状況によっては弁済額0円という弁済計画案も考えられます。この点については、今後運用の中でさまざまな議論が起こるところと思われます。債務者代理人としては、清算型の弁済計画案でも妥当であることを、将来の収支等の個別具体的な事情を丁寧に説明しながら、運営委員会や債権者を粘り強く説得する活動が求められることになるでしょう。

### ③ 事業再建型

個人事業主たる債務者が、事業から生じる将来の収益により弁済を行うことを前提に、一定の割合において減免された債務を、原則5年以内の分割払いの方法にて弁済し、その余の債務については免除を受けられるという型です。弁済計画案は、破産手続による回収の見込み（清算価値）より多くの回収を見込めるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できることを内容とするものとされています。

弁済型と同様、弁済計画案において総債務額は影響しませんが、今後5年間の事業の見通しや収支計画を説明することが必要とされています。

## 2 ガイドラインによる債務整理の手続

また、ガイドラインによる債務整理の手続の流れは、おおむね以下のとおりです。

- ① 債務者又は債務者代理人は、対象債権者に対して、申出書、財産目録、そして（必要な限度で債権調査をした上で）債権者一覧表その他必要な書類を作成・提出し、債務整理の申出をします（運営委員会を経由して提出することもできます。）。
- ② 申出がなされた後、対象債権者は、対象となる債務者の要件を満たさないなど限定的な場合に限り、理由を明らかにして異議を述べることができます。
- ③ ①の申出がなされた時点から、一時停止の期間が開始します。一時停止の期間においては、原則として、債務者は資産の処分・新たな借入れ・担保の供与・弁済等の行為をすることができず、債権者も相殺・担保の実行等の行為をすることが禁じられます。一時停止の期間は、最長で6か月とされ、弁済計画の成立又は不成立をもって終了します。
- ④ 債務者は、申出から原則3か月以内（事業再建型においては原則4か月以内）に弁済計画案を作成し、対象債権者に提出します。
- ⑤ 運営委員会は、弁済計画案の内容がガイドラインに適合し、かつ合理性



を有していること等を内容とする報告書を作成します。なお、弁済計画案が債務の減免を要請する内容を含む場合は、作成者に弁護士が含まれなければなりません。

- ⑥ 債務者は、弁済計画案の提出と同日に、運営委員会が作成した報告書を対象債権者に提出します。
- ⑦ 債務者は、弁済計画案及び報告書の提出後、対象債権者に対して、弁済計画案の説明等を行い、理解を求めます。
- ⑧ 対象債権者は、弁済計画案の説明等が行われた日から原則1か月以内に、弁済計画案に対する同意・不同意の意見を表明します。
- ⑨ 全ての対象債権者が弁済計画案について書面で同意した時点で、弁済計画は成立し、対象債権者の権利は変更されます。一方、全ての対象債権者の同意が得られない場合は、弁済計画は不成立となり、ガイドラインに基づく債務整理は終了します。

## 方針選択

### <ガイドラインによる債務整理を積極的に検討すべき場合>

#### ① 生活や事業の再建のために、新たな借入れが不可避である場合

私的整理ガイドラインに基づく債務整理は、信用情報登録機関に登録されないこと、すなわち「私的整理を行った後でも、新たな借入れができる」ことが最大のメリットです。依頼者たる債務者が、今後、生活や事業の再建のために、不動産や自動車、運転資金の借入れ等を予定している場合は、積極的に検討すべきでしょう。

#### ② 生活の再建等に関連して、保証人に迷惑をかけることができない場合

また、私的整理ガイドラインに基づく債務整理においては、保証人に対して、「保証履行を求めることが相当と認められる場合を除き、保証履行は求められない」こととされています（「Q&A 7-13」）。

例えば、「破産申立てが相当ではあるが、保証人となってくれたのは同じく被災し、仮設住宅に入居している両親であり、保証人に請求されることを考えると破産申立てがためられる」等の場合は、積極的に検討すべきといえます。

※なお、特に清算型の場合において、債務者が一定程度の財産を有している場合、破産申立てとガイドラインに基づく債務整理（清算型）のいずれを選択すべきか問題となりえます。しかし、清算型においても「自由財産の拡張に係る裁判所の実務運用に従い、通常、自由財産とされる財産」は

自由財産として依頼者の手元に残すことが可能とされています（Q&A 7-8 参照）。本ガイドラインに基づく債務整理においても、債務者の居住する地域を管轄する地方裁判所において認められる自由財産については、手元に残すことが可能と思われ、この点において、両者に差はないこととなります。

この点、裁判所で自由財産と認められるか否かの境界的なものについては、ガイドラインによる債務整理でもさまざまな意見が出るものと思われ、債権者の同意を得る際にも論点となると思われます。例えば破産手続であれば自由財産の拡張を求めるような場合や、義援金や災害弔慰金等の差押え禁止財産が他の収入等と混在してしまっている場合等などです。こうした場合には、債務者代理人としては、債権者の同意見込みとのバランスを考慮しながらではありますが、破産手続になった場合の裁判所の運用に基づく見込みや、生活状況等の具体的事情を説明して、被災者の生活・事業再建に最大限資するべく主張・説得をしていくこととなります。

## ＜ガイドラインによる債務整理について、慎重に検討すべき場合＞

### ① 過払い金の存在が見込まれる場合

消費者金融業者と長期間にわたり取引を続けていた場合、債権調査後に過払い金の存在が判明したというケースは少なくありません。被災者たる債務者にとって貴重な生活再建の資金源ですから、債権調査をきちんと行って過払い金の金額を正確に把握し、きちんと回収すべきことはいうまでもありません。

しかし、過払い金は、その金額によっては私的整理ガイドラインを利用する必要性に影響してきたり、また自由財産の枠組みを超えてしまう場合も考えられ、弁済計画案の金額にも影響を与えます。また、昨今の状況に鑑みると、過払い金の存在が判明してから回収するまでに1年以上の時間を要する場合も少なくありません。また、一部の業者においては、強制執行をしても全額の回収が見込めない場合もあります。

一方、ガイドラインにおいては、一時停止の期間は最長でも6か月間とされ（ガイドライン 第6項（2）参照）、弁済計画案の提出は、債務整理申出後3か月以内（事業再建型の場合4か月以内）とされ、延長が認められる場合でもその期間は最長3か月以内とされています。すなわち、債務整理申出後最長でも7か月以内に（実際は、報告書の作成にかかる時間をふまえて6ヶ月以内が望まれます）、弁済計画案の提出をしなければなりません。

したがって、過払い金の存在が見込まれる債務者、具体的には消費者金

融業者と長期間にわたり取引を続けていた債務者については、より慎重に債務整理を進める立場からは、債権調査をした後、少なくとも過払い金の存在と概算見込額を把握した後に、ガイドラインによる債務整理の申出をした方が適切な場合があるということになります。少なくとも、過払い金の存在する債権者に対し、弁済する内容の弁済計画案を提出すべきではありません。

ただし、弁済計画案提出時に過払い金の回収が未了の場合に、「資産の換価・処分の方針」（ガイドライン 第7項（2）①ロ）においてどのような運用がなされるかについては、ガイドラインには規定されていません。

なお、この点につき、破産手続においては、過払い金が未回収の場合、適切な評価相当額が財団に組み入れられるのと引換えに過払い金債権を放棄する取扱いによる運用がなされることがありますが、いずれにせよ、弁済計画案提出時においては、過払い金の概算見込額と回収可能性を把握しておいた方がよいと考えられます。

なお、ガイドラインによる債務整理の申出前に、受任通知を発送した場合の信用情報の取扱いについては、ガイドラインによる債務整理を利用した場合には、登録情報が抹消されることとなっています。

## <ガイドラインによる債務整理について、見合わせることも検討すべき場合>

### ① 同意しない債権者の存在が見込まれる場合

ガイドラインによる債務整理においては、全ての対象債権者から、弁済計画案に同意する旨の書面が提出されなければ、弁済計画は成立しません。

一般的には、適切な弁済計画案が提出された場合、同意する債権者が大多数と思われますが、例えば、小規模個人再生において一律に不同意とする債権者等、ごく一部の債権者において一律に同意しないという対応がなされることも考えられます。

この点については、ガイドライン適用後の債権者の対応を見てから判断するしかありませんが、仮に、一律に同意しない債権者が対象債権者に含まれる場合、残念ながら、ガイドラインによる債務整理は成立しない見込みが高いと思われます。このような場合には、各債権者に対する個別の条件変更の申出や破産・個人再生申立等の法的整理の制度を利用すべきと判断される場合もあると考えられます。

## 第4 債務整理の開始段階

### 開始の要件

ガイドラインは次の7つの要件を満たす個人債務者について、ガイドラインに基づく債務整理の申出を可能としています。

- (1) 住居、勤務先等の生活基盤や事業所、事業設備、取引先等の事業基盤などが東日本大震災の影響を受けたことによって、住宅ローン、事業性ローンその他の既往債務を弁済することができないこと又は近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実と見込まれること。
- (2) 弁済について誠実であり、その財産状況（負債の状況を含む。）を対象債権者に対して適正に開示していること。
- (3) 東日本大震災が発生する以前に、対象債権者に対して負っている債務について、期限の利益喪失事由に該当する行為がなかったこと。ただし、当該対象債権者の同意がある場合はこの限りでない。
- (4) このガイドラインによる債務整理を行った場合に、破産手続や民事再生手続と同等額以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとっても経済的な合理性が期待できること。
- (5) 債務者が事業の再建・継続を図ろうとする事業者の場合は、その事業に事業価値があり、対象債権者の支援により再建の可能性があること。
- (6) 反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこと。
- (7) 破産法252条第1項（第10号を除く。）に規定される免責不許可事由に相当する事実がないこと。

上記要件について、実務上問題なると思われる要件について、下記に解説します。

#### ・(1) について

##### a. 「東日本大震災の影響を受けた」との要件について

「東日本大震災の影響を受けた」とする範囲には、地震によって発生した原子力発電所事故の影響を受けた場合を当然に含みます。

ただし、Q&A 3-1によると、その影響により当該債務者が既往債務の弁済ができないか否か又は近い将来に既往債務の弁済ができないことが確実と見込まれるか否かの判断に当たっては、一般に、事故による損害の賠償等に

よる回復又はその蓋然性も考慮されるものと考えられています。

また、原子力発電所の事故に関して生ずる損害賠償等の各種の請求権（将来の請求権を含みます。）は、これが破産手続において自由財産とされる場合（自由財産の拡張に係る裁判所の実務運用に従い、通常、自由財産とされる場合を含む。）を除き、弁済計画案において、対象債権者に対する弁済の原資となるものと考えられています。（Q&A 3-1 参照）

また、自身の居住していた家屋が損壊倒壊したり、津波により流失した場合や、個人事業主の事業所や事業設備が損壊・流失したといった、被災者自らが影響を受けた場合にとどまらず、勤務先、取引先や顧客などが震災の影響を受けて減収につながった場合も含まれます。ですから、自らが地震や津波による直接的な損害を受けてない場合（り災証明書や被災証明書等が発行されていない場合）であってもガイドラインの対象となり得ます。

b.「既往債務を弁済することができないこと又は近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実と見込まれること」との要件について  
この点について、Q&A は次のような状態であると解説しています。

A. 「既往債務を弁済することができない」とは、債務者が資力を欠いているために、東日本大震災の発生前から負担している既往債務について、特定の債務だけでなく、その他の債務全般についても、約定どおりの返済ができない状態であって、その上、そのような状態が以後も継続する状態をいい、破産手続における「支払不能」の状態を指します。

「近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実と見込まれる」とは、現時点では約定どおりの返済ができていたものの、債務者が資力を欠いているために、近い将来、特定の債務だけでなく、その他の債務全般について返済できなくなることが、確実に見込まれる状態をいい、民事再生手続における「支払不能のおそれ」に相当する状態を指します。

上記の状態かどうかは、債務者の財産や収入、信用、債務総額、返済期間、利率といった支払条件、家計の状況等を総合的に考慮して判断されますが、例えば、収入が途絶えて、就労の見通しが立たず、債務全般の返済ができなくなった場合や、就業していても、収入が減少し、地域における一般的な生計費等を考慮した家計収支の状況等から、債務全般の返済ができなくなった場合等は「既往債務を弁済することができない」場合に該当し、これらの場合で、貯蓄等により当面は約定どおりの返済が可能であっても、近い将来に返済ができなくなることが明らかである場合は、「近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実と見込まれる」場合に該当するものと

考えられます。

なお、生活再建支援金、災害弔慰金・見舞金、義援金については、これらを差押禁止財産とする立法措置が検討されていること、生活再建支援金、災害弔慰金・見舞金については、性質上の差押禁止債権と考え、自由財産として取り扱う裁判所の実務運用もあることなどから、これらを債務者の資産に含めてその返済能力を判断することは、適当ではないと考えられます。

上記の解説において、おおむね解釈が示されていますが、一つ留意すべきことは、現在の収支の状況だけでなく、「近い将来」における収支の状況が考慮されるという点です。しかし、この「近い将来」の解釈等では、運用上さまざまな意見が出るのが予想されます。例えば、現在は親類宅や仮設住宅等に一時的に居住していることから、何とか既存債務を弁済できてはいるものの、近い将来、アパート等を借りることによって家賃が発生したり、また流出してしまった生活必需品たる車を、近い将来新たな借入れで購入せざるを得ない状態となっており、その債務の返済が新たに生じたりすることで既存債務の弁済ができなくなることが確実である場合に、ガイドラインによる債務整理ができるか否かといった議論が起こることになるでしょう。

ガイドラインは、政府の「二重債務問題への対応方針」に基づき制定されることになったものですが、まさに「二重債務問題」を解決するためには、これらの場合にも当然ガイドラインによる債務整理が利用できるとの解釈がなされるべきです。運営委員会や金融機関等が異なる解釈をする場合などには、債務者代理人としてはガイドライン制定の経緯や、債務者の具体的な収支の状況や生活状況等を踏まえて、要件充足性を説得していく必要があるでしょう。

### ・(3) について

本要件は、震災の影響を受ける以前から債務の返済が困難な状況に陥っている被災者については、ガイドラインによる債務整理を選択することは妥当でないことから設けられたものです。

震災の以前に一度期限の利益喪失事由が発生したことがあっても、その後、震災以前に既に分割弁済（減額した場合を含む。）に当該債権者が同意していた場合や、弁済猶予を認めていた場合などは、債権者が震災の影響以前に債務者が再生可能と判断し、期限の利益を付与していたわけですから、基本的にはガイドラインによる債務整理について、債権者は同意すべきものでしょう。このような解釈が最近の期限の利益喪失に関する最高裁判例の判断にも沿うものと思われます。もっとも、最終的には債権者の同意が得られなければ弁済計画案は成立しませんので、債務者代理人は、事前にこの点を債権者の理解を得られるよう折衝する必要があると思われます。

#### ・(4) について

この点については、Q&Aにおいても、「債務整理の申出の時点において、対象債権者にとって経済的合理性のある弁済計画案の作成が明らかに見込めない場合」を排除するための要件であって、申出の時点において破産手続や民事再生手続と同等以上の回収可能性が具体的に認められる必要があるものではない旨が解説されています。

ところで、ガイドラインは、債務者に自由財産の範囲内の財産しかなく、将来収入の見込みもないといったケースでは、弁済額を0円とし債権全額の免除を求める清算型弁済計画案もあり得ますが、この場合でも、破産手続によったとしても同じ結果であると考えられるならば、対象債権者にとって「経済的合理性」を認めることは可能と考えられます。

そうすると、債務整理の申出に際して、本要件を満たしていない場合というのは実際には想定し難いといえるでしょう。

#### ・(5) について

Q&A3-7によりますと、「債務者が事業の再建・継続を図ろうとする事業者の場合は、その事業に事業価値があり、対象債権者の支援により再建の可能性がある」とは、一般に、その事業に収益性や将来性があることを指します。

債務者が債務整理の申出後直ちに提出する必要書類の記載において、虚偽の記載があると認められる又は東日本大震災前の事業の状況に照らして要件に該当しないことが明らかである等の特段の事情がない限り、この要件を満たすものと考えられます。もっとも、この要件は、弁済計画案の内容が明らかになるまでは、最終的に判断できない可能性もあるため、対象債権者は、申出に対する異議を述べなかった場合でも、弁済計画案への同意を義務付けられるものではありません。(Q&A 3-7参照)

この要件についても、(4)と同様に、債務整理の申出の時点で、震災前から破綻状態であったなど、明らかに当該事業に将来性や収益性が認められないといった特段の場合を排除するための要件です。ですから、このような特段の事情が認められない場合には、当該要件は満たすものと考えられますし、少なくとも債務者代理人はこのように解釈されるべきと主張していく必要があります。

#### ・(7) について

破産法252条第1項(第10号を除く)に規定される免責不許可事由に相当する事実の存否というのは、破産実務上幅広い解釈に委ねられています。

そのため、本要件の該当性は、ガイドラインによる債務整理を認めることによって震災の影響によって傾いた生活や事業等の再建を認めることが妥当でない場合を排除するという趣旨から判断することが必要になります。

実際的には、単に免責不許可事由に該当しそうな事実があるというだけではなく、それが破産実務上も裁量免責とすることも妥当でないような特別の場合を排除するための要件として解釈することが妥当と思われるし、債務者代理人としてはこの点を債権者や運営委員会に主張していくことになると考えられます。

## 手続の流れ

債務整理の開始は、債務者が、債権者に対して、ガイドラインによる債務整理をすることの申出を記載した通知と、財産目録・債権者一覧表その他の必要書類とを同時に(あるいは申出後直ちに)送付することによって行われます。

これら通知は債務者が、各債権者に対して直接行う場合と、運営委員会を経由して行う場合の双方が認められています。

債権者に対してガイドラインによる債務整理の申出が行われると、一時停止効が生じることになり、債務者は債務の弁済や財産の処分が禁じられ、債権者は逆に弁済の受領や相殺権の行使や担保の追加供与を求めたり債権回収手続に着手したりすることが禁止されることになります。

なお、債務整理の申出に対して、債権者は一定の場合に異議を述べることができます。



時に大部にわたる添付書類も含めて必要書類全てを各債権者に送付することを債務者に行わせることは現実的でない場合が多く、また一時停止効を明確にするためにも、基本的には運営委員会に1部を送付することによって債務整理が開始されるとの運用が望まれます。この点、債務者代理人が存在する場合に、運営委員会を介して申し出を行う具体的方法については現在運営委員会において検討中とのことです。

## 債務者代理人の活動

私たち弁護士は、債務整理の中の一つの選択肢として、ガイドラインによる債務整理を考えることとなります。相談者が「自分の抱える債務をどうにかしたい」とやってくることもあるでしょうし、報道等で本ガイドラインによる債務整理を知って、「ガイドラインを利用した債務整理をしたい」とやってくることもあるでしょう。

しかし、いずれの場合においても、相談者・依頼者の求めることを整理し、ガイドラインによる任意整理を利用すべきなのか、破産手続や個人再生手続等の法的整理手続が望ましいのかといった方針決定を行う必要があるでしょう。その方針決定の指針については、「3 手続の選択」の部分で述べたとおりです。

もっとも、債務額や依頼者の資力等を正確に把握しなければ、方針決定もできません。高金利業者との間で長年の取引があり、相当程度の過払い金等が見込める場合などには、それを返済原資とした一括返済等の可能性もあり、ガイドラインを利用する必要がなくなることもあるからです。

以下、ガイドライン利用による債務整理も視野に入れながら債務整理に着手する場合の流れと留意点を記載します。

### 1 受任（法テラスによる民事法律扶助制度を利用する場合）

ガイドラインによる債務整理の申立てを援助する場合にも、法テラスによる民事法律扶助制度は利用できます。しかし、まだ実際の運用は未確定ではあるものの、ガイドラインによる債務整理の申立てについては一般の債務整理とは別基準の金額が適用される可能性があります。

もっとも、相談者から債務整理の依頼を受け、受任する時点においては、前述のとおり、未だいかなる手段を用いた債務整理を行うかは未確定な場合も多いと思われます。その場合は、中間報告・終結報告段階において、具体的な処理内容を報告することで、加算・減額の調整がされることになると思

われます。

## 2 受任通知の発送・債権調査の開始

通常 of 債務整理と同様に、債務整理の依頼を受けた場合、債権者に対して受任の事実を告げ、本人への請求を止めることを求める受任通知を各債権者に発送します。

そして、受任通知発送の際に本ガイドラインを利用することが確実な場合には、受任通知に「債務整理の手段として本ガイドラインによる債務整理を行う予定であること」を明記すれば、受任通知の受領につき信用情報機関への報告・登録を回避することも可能です（「ガイドライン利用の可能性がある」場合にまで信用情報の登録を行わない取扱いの範囲を広げることは予定されていないようです。）。

弁護士介入につき信用情報が登録された場合でも、ガイドラインによる手続が開始した際には、震災後の信用情報でいったん信用情報機関に報告・登録がなされた情報が存在した場合その情報は抹消されることにはなっています。

なお、弁護士介入による信用情報機関の登録がなされない場合であっても、延滞による信用情報機関の登録はなされることとなりますので、受任通知発送後は、速やかな方針選択と債務整理の着手が求められることとなります。

## 3 ガイドラインによる債務整理の申出

### (1) 申出について

ガイドラインによる債務整理は、所定の書式の債務整理の申出その他の必要書類を管轄の運営委員会事務局宛に送付することによって、又は、各債権者宛てにそれぞれ個別に送付することによって開始されます。

### (2) 債権者一覧表について

ガイドラインでは、債権調査や利息制限法引き直しの手続をどの段階で行うのか等の個別事案の対処方法については言及されていません。しかし、先に述べたように、ガイドラインを用いるか否かの方針決定に際しても、またガイドラインを用いることが決まった場合においても、債権債務を確定して弁済計画案を策定するためには、これらの事務は不可欠となります。

債務者代理人に就任した際には、あらかじめ債権調査と引き直し計算を行った上で、債権額を確定し、それら債権額を債権者一覧表に記載した上で、本ガイドラインによる債務整理の申出を行うことが望ましいといえます。

もっとも、債権者側の協力がなかなか得られず債権調査に時間を要する場合など、延滞についての信用情報機関への登録を防止するために、債権額を確定できないまま本ガイドラインによる債務整理の申出をせざるを得ない場合等も考えられます。その場合には、債権者一覧表における債権額については概算額・見込額等大まかな金額を記載し、後に判明次第訂正していくという方法を取らざるを得ないでしょう。

この点は債権者名も同様で、津波による書類の流失等で債務者が自らの債権者を正確に把握できておらず、申出の段階で不正確な情報が記載されてしまった場合も、判明次第訂正し、訂正後の該当債権者に対して速やかに通知することで要件は満たされることになると思われます。

(3) 財産目録・陳述書・その他必要書類について

財産目録・陳述書・その他必要書類については、Q&Aにおいて、次のように記載され、所定の書式も用意されています。

Q.5-1 「申出に必要な書類」とはどのような書類ですか？

A. 債務整理開始の申出に際しては、申出書のほかに、以下の書類を申出後直ちに債務者から提出を受けます。

- ①住民票の写し（ただし、本籍地の記載のあるもの）
- ②陳述書及び添付資料（給与明細書・源泉徴収票・課税証明書の写し等）
- ③財産目録及び添付資料（預貯金通帳・証書の写し等）
- ④債権者一覧表
- ⑤家計収支表（直近2ヵ月）
- ⑥事業収支実績表（直近6ヵ月、事業者の場合）
- ⑦り災証明書、被災証明書等

【関連条文：第5項（1）・（2）】

Q.5-2 「陳述書」にはどのようなことを記載するのですか？

A. 所定の書式によって、債務者が、その職業・収入の状況や、債務整理の申出をするに至った事情（債務の返済ができない理由について、震災に伴う被災の状況等の説明）のほか、「対象となり得る債務者」に係る要件への適合性に関する事項（期限の利益喪失事由に該当する行為の有無等）などを記載します。

このように Q&A 等においては、詳細な事項の記載や、様々な添付書類が求められているように思われますが、ガイドラインが東日本大震災による被災者の生活再建を目的としたものである趣旨からして、これらの詳細さ・完全さについては柔軟な対応をすべきものと思われます。ガイドラインの対象債務者が東日本大震災の影響を受けている者であることに鑑みれば、どうしても収集することができない資料がある場合などには、債務者代理人においてそれを補完する報告書等を作成したり、記載・収集できない理由について記載することで、債権者及び運営委員会の理解を求めよう活動すべきです。

#### 4 過払い金の扱いについて

債務者が長期間にわたって高金利業者等からの借入れ等を行っており、過払い金の存在が予想される場合等の対応は、難しい問題です。ガイドラインに基づく債務整理に先立って、受任通知を発送し、利息制限法引き直し計算を含む債権調査を行うことが望ましいことは前記のとおりです。こうした作業によって残債務の一括弁済等が可能である場合などには、ガイドラインに基づく債務整理を行う必要はないからです。また、一括弁済ができない場合でも、本ガイドラインに基づく債務整理における弁済計画案の策定時点までに過払い金の回収等ができている場合には、これを返済原資に含めて（ただし、破産において自由財産拡張が見込まれる額や弁護士費用等の必要経費を控除できることは、後述「第5 弁済計画の策定」のとおりです。）弁済計画案を策定することになります。

問題は、過払い金の回収等ができていないにもかかわらず、延滞による信用情報機関への報告・登録を防ぐために、本ガイドラインによる債務整理の申出をせざるを得ない場合に、未回収の過払い金（不当利得返還債権）をどのように評価するかです。この点については、「第5 弁済計画案の策定」において検討します。この点、現時点では震災による被害を受けられた方については信用情報を登録しない措置が採られているものと思われますが、いずれ問題となると思われます。

#### 5 債権者との事前協議について

債権者との事前協議は基本的には義務付けられていません。ただし、対象債権者が住宅ローンを取り扱う金融機関等のみであるとか、震災以前に一度期限の利益喪失事由が発生したものの、その後債権者が分割弁済を認めていたといった場合には、債権者の意向が債務整理の成否に大きく影響すると考

えられることから、あらかじめ協議を行って債権者の意向を確認しておくことが望ましいでしょう。

## 6 債権者の対応に対する活動について

債権者は債務整理の開始に対して一定の事由の場合、異議を申し出ることができます。申立て代理人は、異議が出るようなことが予想される場合には、前述5のとおり、あらかじめ債権者と協議をして、異議を防止すべく活動をする必要があります。

また、異議が出てしまった場合であっても、とりわけ運用開始当初などにおいては、債権者がガイドラインの趣旨を理解しないままに、異議を述べるようなことも想定されます。したがって、異議の理由いかんによっては、その異議を撤回するよう働きかけるような活動をすることもあり得ます。

## 第5 弁済計画案策定の要件・手続

### 弁済計画案の提出

弁済計画案の提出については、私的整理ガイドライン第7項において以下のとおり定められています。

債務者は、第5項(1)の申出から3か月以内（ただし、本項(2)②に定める弁済計画案とする場合には4か月以内）に、弁済計画案を作成の上、全ての対象債権者に提出する。ただし、債務者は、必要があるときは、全ての対象債権者に対して、弁済計画案の提出期限の延長が必要である理由を明記して通知を行うことにより、弁済計画案の提出期限を、3か月を超えない範囲内で延長することができる。なお、債務者は、弁済計画案の作成にあたり、必要に応じ、対象債権者の支援又は個人版私的整理ガイドライン運営委員会に申出を行い、個人版私的整理ガイドライン運営委員会に登録される弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、金融実務専門家等の支援を受けることができる。

#### 1 弁済計画案の提出時期について

弁済型・清算型の場合は申出から3か月以内、事業再建型は申出から4か月以内とされています。

ただし、債務者は、全ての対象債権者に対して理由を明記して通知を行うことにより、3か月を超えない範囲で提出期限の延長をすることができます。期限の延長については、対象債権者の同意は必要とされていないため、債務者の一方的な通知により、期限の延長が可能であることとなります。

なお、第6において後述するとおり、債務者は、運営委員会が作成した報告書を、弁済計画案の提出と同日に提出することとなっています。したがって、運営委員会に弁済計画案を提出するに当たっては、運営委員会が報告書を作成する時間も考慮しておくべきでしょう（弁済計画案の提出期限の遅くとも1か月程度前を目途に、運営委員会に弁済計画案を送付しておく必要があります。）。

## 2 運営委員会の支援及び代理人の役割について

弁済計画案の作成に関しては、運営委員会の登録専門家の支援を受けられることになっています。しかし、弁済計画案の作成は、債務者の弁済能力や資産の状況によっては相当複雑な作業が必要となると考えられ(特に事業再建型においては、今後の事業の見通しや収支計画の提出も求められています。)、債務者の利益を最大限に図るためには、債務者代理人が、債務者から資産の状況等をよく聴取した上で、弁済計画案を作成する必要があると考えられます。

特に、債務者の申出時に有していた資産については、弁済型・清算型・事業再建型のいずれのケースにおいても、清算価値(裏返していえば、債務者の財産から、裁判実務において、通常、自由財産とされる財産を控除した金額)が問題となります。破産手続における自由財産の拡張の裁判においては、破産申立て代理人の主張内容が拡張の範囲を左右する場合がありますが、ガイドラインによる債務整理においても同様であり、債務者の生活・事業の再建のために、全債権者の同意が得られる見込みのある経済的に合理的な範囲内で、債務者に最大限有利な内容の弁済計画案を作成すべきです。

### 弁済計画案の内容

弁済計画案の内容については、私的整理ガイドラインにおいては次のように定められています。

#### 1 パターン別の弁済計画案の内容

##### ① 弁済型の場合

ガイドラインは弁済型の計画案について次のとおり規定しています。

- イ 弁済計画案は、以下の事項を含む内容を記載することを原則とする。
  - a 債務の弁済ができなくなった理由(東日本大震災による影響の内容を含む。)
  - b 財産の状況(財産の評定は、債務者の自己申告による財産について、原則として、財産を処分するものとして行う。)
  - c 債務弁済計画(原則5年以内)
  - d 資産の換価・処分の方針
  - e 対象債権者に対して債務の減免、期限の猶予その他の権利変更を要請する場合はその内容

- ロ 将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みがある債務者が、対象債権者に対して、分割払いの方法による期限の猶予とともに債務の減免を要請する場合には、対象債権者に対する弁済計画に基づく弁済の総額は、債務者の収入、資産等を考慮した生活実態等を踏まえた弁済能力により定めるものとし、また、破産手続による回収の見込みよりも多くの回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できる内容としなければならない。

このうち、bの「財産の状況」については申出時に提出した財産目録で足りるとされています。また、c、eの弁済計画案については、個人再生申立ての弁済計画（案）とほぼ同様の書式である「債務弁済計画表」に債権額、返割割合等を打ち込めば、作成することが可能です。

dに関連して、弁済計画案の内容に関して最も問題となるのが、「対象債権者にとって経済的な合理性が期待できる内容」という要件です。ガイドラインにおいては、具体的には、「債務者の収入、資産等を考慮した生活実態等を踏まえた弁済能力により定める」「破産手続による回収の見込みよりも多くの回収を得られる見込みがある」ものとされています。

「破産手続による回収の見込みよりも多くの回収を得られる見込みがある」とは、債務者の申出時における資産から、裁判実務において通常認められる自由財産を控除した金額よりも多くの金額を弁済することを意味します。

裁判実務において通常認められる自由財産とは、債務者の管轄の地方裁判所の基準に照らして、自由財産拡張の裁判によって認められ得る範囲のものを含むと考えられます。

自由財産拡張の範囲に関しては、東日本大震災に際して更に柔軟な判断がなされる見込みとの情報もあり、弁済計画案を作成する前に、管轄地裁の運用についてよく確認をした方がよいと思われます。

また、生活再建支援金、災害弔慰金・見舞金、義援金については、今後支給される予定である場合はもちろん、既に支給を受けた場合においても、これらを原資とする現金や預金は清算価値に含める必要はありません。なお、「破産手続による回収の見込み」が基準となっておりますので、破産申立てに必要な予納金も控除の対象になり得ると考えられます。財団債権、優先的破産債権となるべき税金等がある場合も同様と考えられます。



この点に関して、債権調査の結果、過払い金の存在が判明したものの、申出から3か月（延長されたとしても最長7か月）の間に回収に至らなかったケースが想定されます。この場合についての取扱いについては、Q&Aにおいても明らかにされておらず、実際の運用を待つしかありませんが、債務者代理人としては、過払い金の額面額のほか、仮に訴訟となった場合において裁判所で認容されると思われる金額、業者の経営状態等を踏まえた回収可能性等を考慮して、相当と思われる金額を公正な価額として計上すべきと思われます。例えば、第1取引と第2取引の間に相当期間が経過している場合は、裁判において認められると思われる金額を公正な価額として計上することも考えられますし、強制執行をしても全額の回収が見込めない場合は、一定程度の割合を公正な価額として計上すべきことになりましょう。さらに、破産において自由財産拡張が見込まれる金額や過払い金回収にかかる訴訟費用、弁護士報酬も差し引いて計上すべきと考えられます。

なお、自由財産拡張が見込まれる財産を弁済計画案にどのように記載すべきかについては、ガイドライン及びQ&Aいずれにも明示されていませんが、「公正価額」の欄に自由財産拡張後の財産の価額を記載し、「評価方法」欄に公正価額は時価額から自由財産拡張が見込まれる額を控除した残額を記載した旨の説明を付記する方法等が考えられるでしょう（例えば、100万円の保険解約返戻金があるが、そのうち70万円については自由財産拡張が見込まれるような場合、「公正価額」欄には「30万円」と記載し、「評価方法」欄に「解約返戻金100万円から自由財産拡張が見込まれる70万円を控除した残額」等と記載することが考えられます。）。

また、ガイドライン上、弁済型の計画案における担保権者の取扱いについては明示されておりませんが、担保権者に対しては、担保物件の「公正価額」に相当する金額について優先弁済を行うか、担保物件を処分して当該処分金額を担保権者に対して弁済するなどの必要があるものと考えられます。

なお、これらの点については、今後、事例の集積等によって運用が定まってくるものと思われますが、債務者代理人としては債務者にとって使いやすい手続となるように働きかけをしていく必要があると思われます。

## ② 清算型の場合

清算型の場合は、共通の要件（a 債務の弁済ができなくなった理由 b 財産の状況 c 債務弁済計画 d 資産の換価・処分の方針 e 対象債権者に対して債務の減免、期限の猶予その他の権利変更を要請する場合はその内容）に加え、下記の要件が必要とされています。

ハ 本項(2)①ロに該当しない債務者が対象債権者に対して債務の減免を要請する場合には、当該債務者が第5項(1)による申出の時点において保有する全ての資産（破産法第34条第3項その他の法令により破産財団に属しないとされる財産（いわゆる「自由財産」）及び同条第4項に基づく自由財産の拡張に係る裁判所の実務運用に従い、通常、自由財産とされる財産を除く。）を処分・換価して（処分・換価の代わりに、「公正な価額」に相当する額を弁済する場合を含む。）、当該処分・換価により得られた金銭をもって、担保権者その他の優先権を有する債権者に対する優先弁済の後に、全ての対象債権者に対して、それぞれの債権全ての対象債権者に対して、それぞれの債権の額の割合に応じて弁済を行い、その余の債務について免除を受ける内容とするものとする（ただし、債権額20万円以上（ただし、この金額は、その変更後に対象債権者となる全ての債権者の合意により変更することができる。）の全ての債権者を対象債権者とする場合に限る。）。なお、本項(2)①ロにかかわらず、将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みのある債務者が同様の内容とすることは妨げられない。

清算型では、債務者が申出時に有する全ての資産から自由財産（裁判所の実務運用に従い、通常、自由財産拡張が認められると見込まれる財産も含まれます。）を除いた財産を処分・換価して弁済を行い、その余の債務は免除を受けることができます。なお、生活再建支援金、災害弔慰金・見舞金、義援金については、今後支給される予定である場合はもちろん、既に支給を受けた場合においても、これらを原資とする現金や預金は清算価値に含める必要がないことは、弁済型と同様です（もっとも、その後他の収入等が混在した場合等には、債権者等が問題とする可能性があります。債務者代理人としては、これらが清算価値に含まれないことを丁寧に説得する必要があるものと思われま）。

債務者の申出時の資産が自由財産以下である場合は、処分・換価及び弁済を全く行わずに、全額の免除を受けることができます。これは、債務者が将来的に反復・継続して収入を得られる見込みがある場合でも事案によっては可能性があります。これこそが、清算型の最大のメリットです。

債務者の申出時の資産から控除される自由財産については、弁済型と同様に、債務者代理人の主張内容が大きな影響を及ぼすと考えられます。

なお、清算型においては、債務額20万円以上の債務者については原則として全て対象債権者とするものとされています。20万円未満の債務者についても対象債権者とする事は可能ですが（債務者にとっては、債務の弁済を求められている全ての債権者を対象債権者とした方が、同意を得なければならない債権者数は増えますが、経済的に合理的といえます。）、その分、20万円以上の債権者への弁済額が減ってしまうため、対象債権者となるべき全ての債権者の合意が必要とされています。

また、ガイドライン上、将来において継続的又は反復して収入を得る見込みがある債務者も、弁済型のみならず、清算型の弁済計画案を作成することが可能となっています。前述のとおり、清算型における最低弁済額においては清算価値を考慮すればよく、清算型の弁済計画案が成立することのメリットは大きいと思われれます。一定収入がある方の清算型弁済計画案については、債権者の同意を得ていくために事実や資料をどのように積み上げていくかがポイントになると思われれます。

### ③ 事業再建型の場合

事業再建型の場合、以下のとおり共通の要件（a 債務の弁済ができなくなった理由 b 財産の状況 c 債務弁済計画 d 資産の換価・処分の方針 e 対象債権者に対して債務の減免、期限の猶予その他の権利変更を要請する場合はその内容）に加え、事業計画を提出することが必要とされています。

また、他の型と同様、「破産手続による回収の見込みよりも多くの回収を得られる見込みがある」ことが要件となっています。

イ 弁済計画案は、本項(2)①イに定める各事項に加え、債務者の自助努力が十分に反映され、かつ以下の内容を記載した事業計画を含めることを原則とする。

a 事業見通し（売上・原価・経費）

b 収支計画

c 東日本大震災発生以前においても、既に事業利益が赤字であったときは、赤字の原因とその解消の方策を記載するとともに、弁済計画成立日の属する年の翌年から概ね5年以内を目途に黒字に転換することを内容とする。

ただし、これを超える合理的な期間とすることを妨げない。

ロ 破産手続による回収の見込みよりも多くの回収を得られる見込みがあるな

ど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できることを内容とする。

事業計画については、運営委員会から書式が公表されておりますが、申出の翌年度から5年間の収支計画（既に赤字であった場合は、5年先以降も）を記載することが求められており、特に、それまでの帳簿等を津波で流されてしまった債務者等にとっては、かなりハードルが高いものとなっています。

事業計画の作成においても、債務者代理人の支援が極めて重要と思われま

そもそも、東日本大震災の影響により既存債務の弁済が困難となった債務者に、今後の社会・経済情勢も不透明な中、5年間の具体的な収支計画を作成することには相当な困難が伴うことは明らかであり、ここでの記載は、現時点における大まかな予測に基づくものにならざるを得ませんし、かつ、そのようなもので足りるものと考えられます。債務者代理人としては、被災者に過大な負担をかけないよう主張していく必要があります。

## 2 債務の減免を求める場合の誓約事項

ほとんどの債務者が該当すると思われませんが、弁済計画案において債務の減免を求める場合について次の2点を誓約することが求められています。

- ① 弁済計画案作成日において、財産目録記載の財産以外に20万円以上の資産を有しておらず、また債権者一覧表に記載されていない債務を有していないこと。
- ② 弁済計画に従った弁済期間中に、上記①の誓約に反したり、対象債務者の要件（東日本大震災によって債務の弁済が不可能もしくは困難となったこと、資産・負債の状況を適正に開示していること、東日本大震災前に期限の利益喪失事由がなかったこと）のいずれかを充足していなかったことが明らかとなった場合、債務免除の効果が遡及的に消滅することにあらかじめ同意すること。

上記誓約内容は、弁済計画（案）の書式に不動文字で記載されているため、誓約に当たり特に書面を提出することは不要です。

ただし、債務者代理人としては、申出前の段階から、債務者に対し、上記誓約内容及び誓約違反の効果についてよく説明し、資産及び負債の状況についてよく聴取することが必要と考えられます。

## 3 弁済計画案における債権者平等について

ガイドライン第7項（4）には、次のとおりの記載があります。

(4) 弁済計画案における権利関係の調整は、債権者間で平等でなければならない。ただし、債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。

例外的な場合については、例えば個人再生における少額債権の定めが考えられますが、Q&A等においても触れられておらず、今後の運用が待たれることとなります。

#### 4 保証人の保証債務について

本ガイドラインは、東日本大震災によって住宅を失ったにもかかわらず多額の住宅ローンを抱えた被災者を救済すべきというところから出発しました。

住宅ローンを始めとした債務について、保証人がついているケースは少なくありません。しかも、債務者の親族が保証人となっている場合も多く、債務者にとって、「保証人に迷惑をかけられないから破産できない」など、債務整理を躊躇する障壁となっていました。

そこで、ガイドラインによる債務整理においては、個人の保証人に関して、「保証履行を求めることが相当と認められる場合を除き、保証人に対する保証履行は求めないこととする」とされ、弁済計画が成立し債務者の債務が減免された場合でも、保証人に対する請求が限定されることとなりました。

ここで、「保証履行を求めることが相当と認められる場合」が具体的にどのような場合かが問題となりますが、ガイドラインにおいては、次のとおり事情を考慮するとされています。

- ① 保証契約を締結するに至った経緯，主たる債務者と保証人の関係，保証による利益・利得を得たか否か等を考慮した保証人の責任の度合い
- ② 保証人の収入，資産，震災による影響の有無等を考慮した保証人の生活実態

具体的には、Q&Aにも記載されているとおり、

- ・保証人が債務者の信用力の補完を行ったか
  - ・債務者が個人事業主の場合，保証人が当該事業の経営に関与しているか
  - ・保証人が謝礼等より多くの対価を受け取っていたか
  - ・保証人の東日本大震災後の収入や資産状況
- などの事情が勘案されて判断されるものと思われます。

保証人に対し保証債務の履行が求められない場合でも、保証契約が当然に無効となるわけではありません。したがって、保証人は、保証契約を締結した対象債権者に対して、保証契約の解除（若しくは保証債務の免除）を求める必要があります。債務者と保証人は本来利益相反の関係にありますが、債務者代理人としては、保証人に対し、保証契約の解除が必要であるといった程度の助言を行った方が、後々のトラブルを回避できるといえるでしょう。

また、例外的に、保証人に保証債務の履行が求められる場合については、ガイドラインは、次のように記載しています。

保証人に対して保証履行を求めることが相当と認められる場合には、当該保証人についても、主たる債務者とともに入済計画案を作成し、合理的な範囲で入済の負担を定めるものとする。

保証人に対する履行請求の適否や、履行を求める場合の保証人の入済内容等についても、実際には主債務者の入済計画案の中に書き込み、債権者の同意を得るという方式で確定されていくという運用になると思われます。そのため、入済計画案の策定にあたっては、保証人の状況や資力等にも留意した上で、債権者の同意が得られるよう対処する必要があると思われます。

## 第6 弁済計画案の確認報告

### 手続の流れ

債務者は、運営委員会が作成した報告書を、弁済計画案の提出と同日に全ての債権者に提出することとされています。

債務者は、弁済計画案及び報告書の提出を運営委員会を経由して行うことができるかとされています。運営委員会が報告書を債務者に交付し、その後債務者が弁済計画案と報告書とを各債権者に送付するという手続は煩雑ですし、債権者としても報告書は直接運営委員会から送付を受けた方が安心と思われる。したがって、まだ未確定ながら、運用的には、運営委員会が同時に行うことが望ましいと思われる。この場合、運営委員会は、債務者から弁済計画案の提出を受け、報告書を作成し終わると、この両者を併せて各債権者に送付することになります。

### 債務者代理人の活動

弁済計画案の確認報告は、運営委員会の業務とされていますので、この段階で債務者代理人に積極的に求められる作業はありません。

しかし、債務者代理人は、運営委員会が弁済計画案についての報告書を作成するに当たって、記載すべき各事項について、求めに応じて運営委員会に説明する必要があります。また、場合によっては、要件充足性や弁済計画案の合理性、弁済計画案の実行可能性等に関する補足の書面を提出する必要もあります。

ところで、運営委員会が作成する報告書の必要的記載事項は、弁済型・事業再建型の弁済計画案の場合には、原則次の①から④（ただし、債務の減免を含む場合には⑤も）の事項、清算型の弁済計画案の場合には、①から⑤の事項を記載する必要があるとされています。

- ① 債務者についてガイドライン対象債務者要件該当性
- ② 弁済計画案の内容  
弁済計画案の内容がこのガイドラインに適合していることを含む
- ③ 弁済計画案の合理性

弁済額の合理性（保証債務の履行を求めることができる例外的場合については、保証履行を求めることの相当性及び保証人の負担の範囲の合理性を含む）、対象債権者の範囲の相当性、免除割合の合理性を含む

④ 弁済計画案の実行可能性

⑤ 破産手続と比較して、破産手続による回収の見込みよりも多くの回収を得られる見込みか否かの検討

債務者代理人としては、運営委員会が上記報告書を作成するに当たっては、運営委員会と協議したり、また意見を言うなどして、被災者の生活実態に即し、生活・事業再建に結びつく内容の報告書が作成されることを目指して、説明を尽くすべきです。そこで報告書の記載事項について、債務者代理人の立場として主張すべき指針を次に述べておきます。

・①について

「第3 債務整理の開始」について解説したとおりです。

・③について

基本的には「第5 弁済計画案策定の要件・手続」部分で解説した要件を満たす弁済計画案となっているか否かについての検討を記載することになります。ただし、債権者の同意が得られるか否か微妙な案件においては、被災者の生活再建・事業再建を目的とするガイドラインの趣旨目的を踏まえて、積極的な評価を記載してもらうべく、説明を尽くす必要がある場合もあります。とりわけ0円弁済・全額免除の弁済計画案を策定する場合や、継続的収入を得る見込みがある債務者が清算型の弁済計画案を作成する場合などがこのような場合に当たります。

・④について

将来的な要素を含みますので、あくまで可能性の検討についてとどまらざるを得ないでしょう。債務者から提出を受けた陳述書やその添付資料、とりわけ家計の状況などから判断することになると思われます。

・⑤について

③とほぼ同様になる場合も多いと思われ、併せて記載することもあり得るでしょう。なお、前述のとおり、破産手続においては、東日本大震災に際し、自由財産拡張の運用についても柔軟な対応が予定されているようですので、自由財産拡張に関する裁判所の実務運用にも十分に留意した内容とすべきことを働きかける必要があるでしょう。



## 第7 弁済計画の成立

### 成立の要件

弁済計画案は、全ての対象債権者がその内容に同意し、その旨の書面を提出することを要件として成立します。

弁済計画が成立すると、債務者は弁済計画の実行義務を負い、対象債権者の権利は弁済計画の定めによって変更されます。

### 手続の流れ

#### 1 全体的な流れ

債務者は、弁済計画案及び報告書を提出した後、全ての対象債権者に対して、弁済計画案及び報告書の説明と、これに対する質疑応答等を同日で行う義務を負います。

これらの説明等が行われた日から1か月以内に、対象債権者は弁済計画案に対する同意・不同意の意見を表明します（なお、債務者と全債権者の同意によりこの期間は変更可能です。）。

全債権者が弁済計画案に同意する書面が整った段階で、弁済計画が成立します。

対象債権者の全ての同意が得られない場合には、関係当事者は不同意意見を述べた債権者との折衝・調整を行ったり、弁済計画案の変更を行うこととなります。こうした試みによっても合理的期間内に同意が得られない場合には、ガイドラインによる債務整理は不成立により終了します。

上記の手続によって、弁済計画が成立した場合にも、不成立が確定した場合にも、債務者は速やかに対象債権者全てに成否の結果を書面にて連絡することとなります。

なお、この点も実際の運用はまだ未確定ではありますが、この手続においても、公正さを担保するためにも、運営委員会からも成否についての書面を発行する運用が望ましいでしょう。

## 2 債権者に対する説明

ガイドライン上、弁済計画案及び報告書についての説明は債務者が行い、必要に応じて運営委員会に支援を求めることができるとされています。しかし、報告書を作成したのは運営委員会ですので、基本的にはこの説明は債務者と運営委員会が合同で行うのが一般的な運用になると思われます。

すべての対象債権者に対して同日中に説明を行う必要があり、かつ書面で行う場合は債権者の同意が必要とされていますので、債務者が住宅ローン債権者1社であるといった場合を除いては、債権者説明集会を開催するような形でなされることが多くなるでしょう。

この債権者説明集会については、債権者・運営委員会を含む関係当事者の手間や物理的制約等も鑑みると、債務者が一定の期間内に弁済計画案を提出した場合には、同一期日に被災地近郊の同一会場にて行う方式を用いることが効率的・合理的とも思われます。そして、会場の手配や債務者間の時間の調整等は、複数の債務者の案件について把握し、調整が可能な、運営委員会事務局がこれを行うことが妥当と思われませんが、実際の運用は今後に委ねられます。

## 3 債権者の同意と弁済計画の成立

弁済計画等の説明が行われた後、債権者は1か月以内に同意不同意の意見を表明する必要があります。弁済計画は、書面による同意によって成立しますので、この意見表明も書面で行われることとなります。

ガイドライン上は、この意見表明は債務者に対して行えば足りるかのようには読めますが、円滑な手続、適正さの確保のためにも、債務者だけでなく運営委員会にも同時に意見書が送付されるべきでしょう。

全ての債権者から書面による同意が得られた場合には、弁済計画が成立したことになります。債務者は弁済計画の成立を全ての債権者に知らせる必要がありますが、手続の適正さを確保するためには、弁済計画の成立を証する書面を運営委員会が発行し、その写しも併せて送付するとする運用が望ましいと思われます。

## 4 債権者より不同意意見が提出された場合

対象債権者から不同意意見が出された場合には、債務者（代理人）は、当該債権者と連絡を取り、不同意意見の理由を確認した上で、折衝・調整を行います。また運営委員会にも同様の調整を行うよう働きかける必要があります。

す。この過程で弁済計画案の変更を行う場合もあります。

このような折衝・調整によっても合理的期間内に弁済計画案に同意をしない債権者がある場合には、弁済計画は不成立となり、ガイドラインに基づく債務整理は終了することになります。このような場合にも、債務者は弁済計画の不成立及びガイドラインによる債務整理の終了を全ての債権者に知らせる必要があることは、成立の際と同様です。

この場合にも、弁済計画の不成立を認めた書面を運営委員会が発行し、その写しも併せて送付するとする運用が望ましいと思われます。

## 債務者代理人の活動

### 1 債権者説明会の設定

債務者代理人は、弁済計画案と報告書を各債権者に直接又は運営委員会を経由して送付した後、債権者に対してその内容を説明し、質疑応答を受ける機会を設ける必要がある場合が考えられます。債権者が住宅ローン債権者1社であるといった場合は、直接面談をしたり、あるいは債権者の同意の下で書面でこれを行うことも可能とされています。複数の債権者がいる場合などには、基本的には債権者に一堂に会して説明を行う債権者説明会方式を採る方が債務者的にも便宜と思われるので、場所・方法・期日の設定について債務者代理人は運営委員会と協議をしていく必要があります。

### 2 弁済計画案の説明

債権者説明の当日は、債務者代理人は債務者とともに同期日に出席し、運営委員会とともに、債権者に対して弁済計画案の合理性や弁済計画の実現可能性等について説明することになります。複雑な事案や、債権者への説得が必要な事案などには、補足的な説明書面等を当日に向けて準備する必要がある場合もあると思われます。

### 3 弁済計画成立の告知

債権者へ弁済計画案等の説明がなされてから原則1か月以内に債権者からは弁済計画案の同意・不同意意見を表明する書面が出されます。全ての対象債権者から同意が得られた場合には、弁済計画が成立しますので、この成立した事実を全債権者に通知して告知する必要があります。なお、この際には適正手続の確保のために、運営委員会の弁済計画成立を証する書面を同封す

ることが望ましいといえますが、その運用はまだ決まっています。

#### 4 弁済計画不成立の時の対応

対象債権者から不同意意見が出された場合には、債務者代理人としては当該債権者及び運営委員会と連絡を取り、不同意意見の理由を確認した上で、同意してもらえよう交渉します。この過程で当該債権者に同意をしてもらえるよう弁済計画案の変更を行い、改めて各債権者の同意を取り直すといった作業が必要になる場合もあります。本ガイドラインの運用開始当初は、債権者が本ガイドラインの内容や目的を誤解している場合もあると思われるので、債務者代理人としては、本ガイドライン制定の経緯や趣旨等を踏まえた丁寧な説得が必要な場合も出てくると考えられます。この交渉の過程で、運営委員会等に対して照会をしたり、指導を求める必要がある場合もあるかもしれません。

このような交渉・調整によっても当該債権者が、合理的期間内に弁済計画案に同意をしない場合には、弁済計画は不成立となり、本ガイドラインに基づく債務整理は終了することになります。債務者代理人は弁済計画の不成立及び本ガイドラインによる債務整理の終了を全ての債権者に通知する必要があります。

なお、不成立の場合には、債務者代理人としては、破産や個人再生等、反対債権者があっても可能な法的手続等への移行を検討することになるでしょう。

運用は未定ですが、この場合にも適正手続の確保のため、弁済計画の不成立を認めた書面を運営委員会が発行し、その写しも併せて送付することになるでしょう。

## 第8 弁済計画の不履行

弁済計画案について全ての対象債権者から同意が得られ、弁済計画が成立した後、弁済計画どおりの弁済が開始されます。しかし、その後の生活実態の変化等により、残念ながら弁済計画どおりの弁済が不可能となる場合も考えられます。

弁済計画が履行できなくなった場合については、ガイドライン第10項（1）において、弁済計画の変更（清算型への変更を含む）等について協議を行い、適切な措置を講じるものとされています。

「適切な措置」の内容については、ガイドライン上明らかではなく、Q&Aにおいても明らかにされていません。実際の運用を待つこととなりますが、個人再生手続における再生計画変更の申立てと同様に、全ての対象債権者に対し、直接（もしくはガイドライン運営委員会を通じて）弁済計画変更の申立てを行うことも考えられるでしょう。

債務者が、全ての対象債権者と協議を行ったり、適切な措置を講じることができない場合は、延滞の状態が続けば、いずれ信用情報登録機関に登録されてしまいます。この点につき、Q&Aにおいては、「初期延滞の発生のみをもって期限の利益を喪失させることはガイドラインにおける適切な対応とはいえません。」としており（Q&A Q10-1）、1か月程度の延滞では登録されないと考えられますが、延滞状態が数か月以上継続した場合は、いずれ登録されてしまうものと思われる。

債務者を信用情報登録機関に登録させないためには、万が一、弁済計画どおりに弁済できなくなった場合、対象債権者からの協議を待つのではなく、数か月間延滞状態が続いてしまう前に、債務者側からも協議を求め、適切な措置が講じられるよう行動することが必要だと考えられます。

弁済計画が成立した後も債務者の代理人としての委任関係を継続するかは弁護士によって異なると思われますが、弁済計画の履行に際し延滞のおそれが生じた場合の対応について、あらかじめ、債務者によく説明しておく必要があるでしょう。